

製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領

1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者(以下「職長等」という。)を顕彰し、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

2 顕彰の対象

本顕彰は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

3 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が通算10年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- (2) 職長等として担当した現場又は部署において、顕彰年度の9月30日から遡って過去5年以上、休業4日以上災害が発生していないこと。
- (3) 職務に必要な資格(免許、技能講習及び特別教育)を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。

4 欠格等

- (1) 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。
- (2) すでに安全衛生分野における叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰しない。
- (3) 職長等として担当した現場外において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年以内に、休業4日以上災害が発生しており、当該災害の内容及びその職務内容を鑑み、顕彰審査委員会にて対象と認められないと判断した場合は、顕彰しない。
- (4) 所属する事業場において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年以内に、死亡災害等の重篤な災害が発生している場合又は労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法及び労働基準法の重大な違反、労働・社会保険料の未納等の違法行為がある場合は、顕彰しない。
- (5) 所属する事業場において、顕彰年度の9月30日から遡って過去3年以内に、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定のある場合、顕彰しない。

5 被顕彰者の決定

(1) 一次審査

各事業者が、厚生労働省が決定する事業者団体、労働災害防止団体等（以下「一次審査団体等」という。）あて候補者を推薦し、推薦を受けた一次審査団体等は、当該候補者が3に掲げる顕彰基準に該当することを確認の上、推薦書類を厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室に提出する。

なお、推薦書類は、Word形式の電子媒体（推薦書）及び紙媒体（推薦書原本及び資格等写し）により提出すること。Word形式の電子媒体の送信先については一次審査団体等に別途教示する。

(2) 二次審査

厚生労働省は、厚生労働省に設置する顕彰審査委員会で総合的に審査し、被顕彰候補者を選考する。

(3) 決定

厚生労働大臣は、(2)により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。

6 顕彰の方法

顕彰は、厚生労働大臣が被顕彰者に顕彰状及び徽章を授与して行う。

7 その他

(1) 顕彰数は原則70人程度とする。

(2) 3の(1)の「実務経験」は、原則として、顕彰候補者が所属する事業場の代表者（以下「所属事業者」という。）の証明により確認する。

(3) 3の(2)の「過去5年以上、休業4日以上災害が発生していないこと」は、原則として、顕彰候補者の所属事業者の証明により確認する。

(4) 3の(3)の「資格」、「各種安全衛生教育」は、免許証、修了証、受講票等により確認する。また、「安全管理、作業指揮等の能力が優秀である」ことは、資格、各種安全衛生教育の受講歴のほか、所属事業者からの推薦書に記載された顕彰候補者の経歴及び推薦事項で確認する。

なお、労働安全衛生法第60条で規定する職長教育の受講を修了したことを証明するものがあれば、推薦書類にその写しを添付すること。（事業者による職長教育を行っており、修了証が発行されていない場合や受講が義務付けられていない業種の場合を除く。）

(5) 3の(4)に掲げる事項については、所属事業者からの推薦書に記載された顕彰候補者の活動歴及び推薦事項で確認する。

(6) 5の(1)の事業者による推薦は、別紙1の様式により行う

(7) 5の(2)の厚生労働本省に設ける「顕彰審査委員会」は、学識経験者等により構成することとし、別途定める。

(8) 6の「顕彰状」は別紙2、「徽章」は別紙3のとおりとする。

(9) この要領は、令和元年8月8日より施行する。